

【教育委員会定例会】会議録

会 議 名	令和2年第6回教育委員会臨時会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和2年8月4日（火）		
開催時間	午後1時00分 ～ 午後1時03分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	定野 司 教育長	浅井 えり子 委員	河本 孝美 委員
	近藤 俊明 委員	小関 朝之 委員	
出席説明員	荒井 広幸 教育指導部長	森 太一 教育政策課長	
書 記	脇本 達朗 教育政策担当係長	岡元 健生 教育政策担当係員	
欠 席 者	<p>吉川 正 教育指導課長 田巻 正義 学力定着推進課長 志村 昌孝 小中連携教育担当課長 本岡 寛子 教育改革担当部長 宮本 博之 学校運営部長 森田 剛 学校支援課長 五十嵐 隆 学校適正配置担当課長 臺 富士夫 学校施設課長 半貫 陽子 学務課長 田中 靖夫 学校改築担当部長 松野 美幸 子ども家庭部長 菊地 崇 子ども政策課長 古川 弘雄 子ども施設指導・支援担当課長 島田 裕司 子ども施設運営課長 安部 嘉昭 子ども施設入園課長 下河邊 純子 青少年課長 川口 真澄 待機児対策室長 櫻井 健 待機児ゼロ対策担当課長 上遠野 葉子 こども支援センターげんき所長 門藤 敦良 支援管理課長 楠山 慶之 教育相談課長 高橋 徹 こども家庭支援課長 土田 浩己 生涯学習振興公社局長</p> <p>※コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席説明員を必要最小限とした。</p>		
傍 聴 者	0名		
会議次第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和2年8月4日

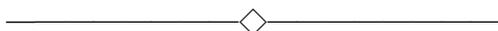
第6回足立区教育委員会臨時会

午後1時00分開会

○教育長 ただいまから本年第6回足立区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員数は、定足数であります。よって、会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。



○教育長 初めに、会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に河本委員、近藤委員をご指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1第62号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第1第62号議案「足立区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第62号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 お手元資料3ページ、第62号議案説明資料をご覧くださいと存じます。

教育委員会に対する要望や意見などを提出しやすい環境を整えるために請願及び陳情に関する取扱いに関する規定の一部を改正する提案でございます。

主な改正内容といたしましては、請願書への押印を不要とする、ということが一点。また、請願を行う際にこれまでは教育委員の紹介を必要としてございましたが、これを不要とする内容。そして、請願書の提出について、これまでは教育長を通じて教育委員会へ提出という規定になってございましたが、教育委員会へ提出という形に変更するものでございます。

また、これまで教育委員の紹介があったものは請願、ないものは陳情と分けて取り扱ってご

ざいでしたが、教育委員の紹介を不要とすることから、請願と陳情を区分けする必要がなくなるため、規則中の表記を請願に統一させていただくものでございます。

なお、施行につきましては、教育委員の紹介を不要とする部分につきましては7月1日から適用、それ以外の部分につきましては、公布の日から施行ということで扱わせていただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第62号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

何か質疑はありますか。

よろしいですか。

ないようですので、これより第62号議案「足立区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は原案のとおり議決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

その他、何かございますか。よろしいですか。

ないようですので、以上をもちまして、本年第6回足立区教育委員会臨時会を閉会いたします。

お疲れ様でした。ありがとうございました。

午後1時3分開会

令和 2 年 第 6 回
足 立 区 教 育 委 員 会 臨 時 会

日 時 令和 2 年 8 月 4 日 火曜日 午後 1 時 0 0 分開議
会 場 教育委員会室

1 議 事 日 程	頁
日程第 1 第 6 2 号議案 足立区教育委員会会議規則の一部を改正する規則……………	2

第 6 2 号議案

足立区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 2 年 8 月 4 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

第 1 条 足立区教育委員会会議規則（平成 1 2 年足立区教育委員会規則第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条第 2 項を削る。

第 2 条 足立区教育委員会会議規則の一部を次のように改正する。

目次中「請願及び陳情」を「請願」に改める。

「第 1 0 章 請願及び陳情」を「第 1 0 章 請願」に改める。

第 3 4 条の見出し中「請願及び陳情」を「請願」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

第 3 4 条 請願は、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）を記載し、教育委員会へ提出しなければならない。

第 3 5 条中「請願又は陳情」を「請願」に改め、「教育長を通じて提出者」を「請願者」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の足立区教育委員会会議規則の規定は、令和 2 年 7 月 1 日から適用する。

（提案理由）

請願の取扱いの見直しに伴い、規定を整備する必要があるため、この規則案を提出いたします。

第 6 2 号 議 案 説 明 資 料

令和 2 年 8 月 4 日

件 名	足立区教育委員会会議規則の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>1 改正の理由 区民等が要望や意見などを教育委員会へ提出しやすい環境を整備する必要があるため、請願及び陳情の取扱いに関する規定の一部を改正する。</p> <p>2 主な改正内容（詳細は、P 4 「新旧対照表」を参照） (1) 提出要件の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 請願書への「請願者の押印」を不要とする。 ・ 請願を行う際の「教育委員の紹介」を不要とする。 ・ 請願書の提出先を「教育長」から「教育委員会」へ変更する。 (2) 表記の見直し 請願を行う際の「教育委員の紹介」を不要としたことに伴い、区民からの要望などを「請願」と「陳情」に区分けする必要がなくなったため、規則中の表記を「請願」に統一する。</p> <p>3 施行年月日等 この規則は、公布の日から施行する。ただし、請願を行う際の「教育委員の紹介」を不要とすることについては、令和 2 年 7 月 1 日から適用する。</p>
今後の方針	

足立区教育委員会会議規則一部を改正する規則 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区教育委員会会議規則 平成12年7月14日教育委員会規則第45号</p> <p>足立区教育委員会会議規則を公布する。 足立区教育委員会会議規則 足立区教育委員会会議規則（昭和27年足立区教育委員会規則第3号）の全部を改正する。</p> <p>目次 第1章 総則（第1条-第6条） 第2章 教育長職務代理者の指名（第7条・第8条） 第3章 議事日程等（第9条-第11条） 第4章 会議（第12条-第17条） 第5章 発言及び採決（第18条-第27条） 第6章 会議録（第28条・第29条） 第7章 傍聴（第30条） 第8章 議場内の秩序（第31条） 第9章 懲罰（第32条・第33条） 第10章 請願及び陳情（第34条・第35条） 第11章 補則（第36条）</p> <p>第1条～第33条（省略）</p> <p>第10章 請願及び陳情 （請願及び陳情の提出） 第34条 委員会に請願及び陳情を提出しようとする者は、邦文を用い、その要旨及び提出年月日並びに提出者の住所・氏名（法人にあ</p>	<p>○足立区教育委員会会議規則 平成12年7月14日教育委員会規則第45号</p> <p>足立区教育委員会会議規則を公布する。 足立区教育委員会会議規則 足立区教育委員会会議規則（昭和27年足立区教育委員会規則第3号）の全部を改正する。</p> <p>目次 第1章 総則（第1条-第6条） 第2章 教育長職務代理者の指名（第7条・第8条） 第3章 議事日程等（第9条-第11条） 第4章 会議（第12条-第17条） 第5章 発言及び採決（第18条-第27条） 第6章 会議録（第28条・第29条） 第7章 傍聴（第30条） 第8章 議場内の秩序（第31条） 第9章 懲罰（第32条・第33条） 第10章 請願（第34条・第35条） 第11章 補則（第36条）</p> <p>第1条～第33条（現行のとおり）</p> <p>第10章 請願 （請願の提出） 第34条 請願は、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名)を</p>

改 正 前	改 正 後
<p>つては、その所在地、名称及び代表者の氏名)を記載し、提出者(法人にあっては、代表者)が自署又は記名押印した<u>請願書又は陳情書を、教育長を通じ委員会へ提出しなければならない。</u></p>	<p><u>記載し、教育委員会へ提出しなければならない。</u></p>
<p>2 前項の請願をしようとする者は、委員の紹介により請願書を提出<u>しなければならない。</u></p>	<p>2 <u>(削除)</u> ※第1条の規定による改正部分</p>
<p>(審査結果の通知)</p>	<p>(審査結果の通知)</p>
<p>第35条 委員会は、<u>請願又は陳情</u>があったときは会議において迅速かつ慎重に検討し、速やかにその結果を<u>教育長を通じて提出者</u>に通知しなければならない。</p>	<p>第35条 委員会は、<u>請願</u>があったときは会議において迅速かつ慎重に検討し、速やかにその結果を<u>請願者</u>に通知しなければならない。</p>
<p>第36条 (省略)</p>	<p>第36条 (現行のとおり)</p>
	<p><u>付 則</u></p>
	<p><u>この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の足立区教育委員会会議規則の規定は、令和2年7月1日から適用する。</u></p>